

(12) 短期入所等との関係

**Q17 短期入所への移動支援**

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所や日中活動系の施設利用に当たっては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになりますので、短期入所等の送迎について移動支援を利用することができません。

ただし、短期入所先等へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難となった場合については、例外的に利用することを可能とする場合がありますので、お住まいの区保健福祉センター等へご相談ください。

(13) 行動援護との関係

**Q18 行動援護と移動支援の併給**

知的障がい者が移動支援と行動援護の両方を受給している場合、移動支援と行動援護は同日内で利用可能ですか。

A 本市では平成21年9月より、行動援護と移動支援の併給を可能としております。また、同一日での両事業の利用は可能ですが、1回の外出での両事業の利用は不可としています。

なお、行動援護の利用は、原則として1日1回となっています。

(14) 講演会の講師

**Q19 講演会等に講師として参加する場合**

講演会等に講師として参加する場合に移動支援の利用ができますか。

A 主催者側にて移動にかかる対応がされておらず、かつ、講師参加が無償の場合、または有償の場合であってもその回数・金額等からみて、常識の範囲内で「経済活動にかかる外出」とみなされない程度のものであれば利用できます。